

春季保稅事務研修會
(役員対象) 資料

保稅業務檢査と社内管理規定

令和5年4月

名古屋稅關監視部保稅檢査第1部門

本日の説明内容

1. 保稅業務検査について

2. 社内管理規定(CP)

3. こんなケースありませ

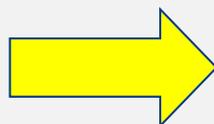
んか？(情報提供依頼)



1. 保稅業務檢查

1. 保税業務検査について(法的根拠)

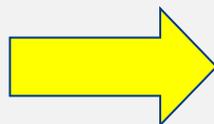
倉主(被許可者)



関税法第34条の2

帳簿を設け政令で定められた事項を
記載しなければならない

税 関



関税法第105条

保税地域に出し入れされる貨物等についての帳簿
書類の検査を行うことができる

1. 保税業務検査について(検査をする目的)

法令に定められた
義務規定・許可条件

貨物管理・税関手続
保税地域の遂行能力

検
証

確
認

保税行政の秩序維持
保税地域の健全な運営

1. 保稅業務檢査について(保稅業務檢査)

事前確認事項

- ①過去の檢査状況の把握
- ②提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ③提出済のCP・社内管理体制組織図等の確認
- ④Naccs配信データ(保稅台帳に代わるもの)
と税関蓄積データとの突合

1. 保税業務検査について(保税業務検査)

現場での確認事項

- ①貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査(面談)
- ②教育訓練記録・内部監査結果の確認(面談及び提示)
- ③マニュアル台帳の場合、保税台帳の記載事項等の確認
- ④蔵置場等の範囲・工事履歴等の確認(現場)
- ⑤長期在庫貨物等の在庫確認(現場)
- ⑥蔵置状況、区分蔵置、さし札、表示ラベル等の確認(現場)



2. 社内管理規定

CP(コンプライアンスプログラム)

2. 社内管理規定(3つの要素)



保税台帳への記帳

貨物管理
手続体制



ロケーション管理

評価・
監査制度



内部監査

教育・
研修



研修会

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

1

社内管理規定
の目的

- ・ **適正な貨物管理体制を確保**、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

2

社内管理責任
体制の整備

- ・ **責任体制の明確化**・・・総合責任者、貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者・・・**主要従業者**

3

貨物管理手続
体制の整備

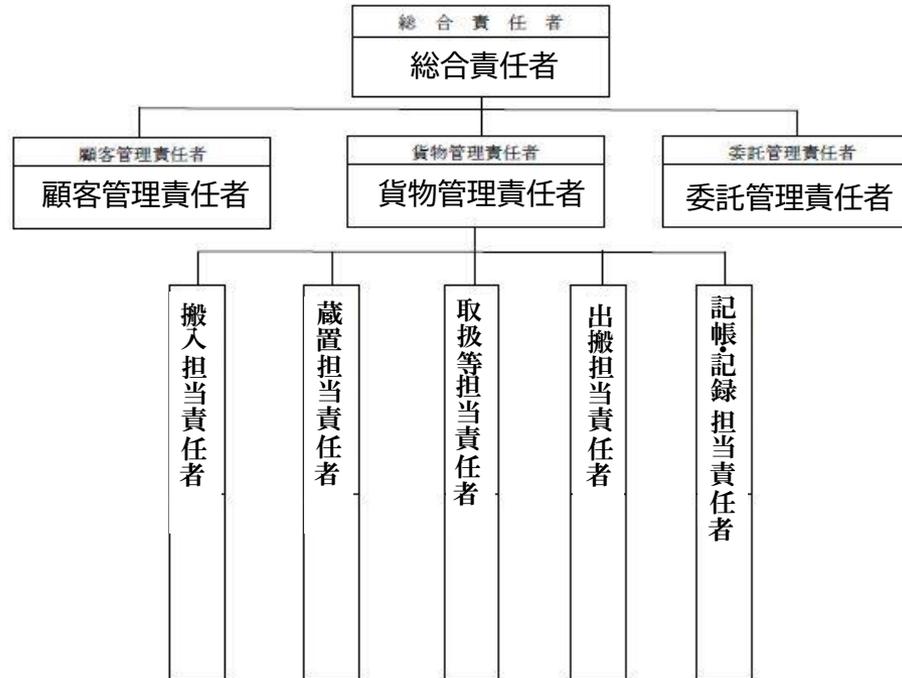
- ・ **自主管理規定の下**・・・搬入・搬出管理、蔵置管理、貨物取扱管理、顧客管理、記帳・記録

保税業務社内管理体制組織図

制定年月日：令和 年 月 日

改定年月日：令和 年 月 日

保税蔵置場名	所在地	電話番号



税関への通報体制	搬入担当責任者、取扱等担当責任者、搬出担当責任者 ⇒ 貨物管理責任者 ⇒ 税関
教育訓練	
評価・監査	
保税業務に関する 税関との連絡窓口	

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

4

貨物保全のための体制整備

- ・ 貨物の亡失等を防止し、貨物の適切な保全を図り、人・貨物の出入りのチェック体制等を整備・・・**セキュリティー**

5

税関への通報体制整備

- ・ 不審貨物、不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備

6

教育訓練の体制整備

- ・ **すべての役員 従業員等** 対して、社内管理規定を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底

2. 社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達34の2-9)

7

評価・監査制
度の整備

- ・ 内部監査人における**監査を年1回以上実施させ、都度税関に報告書の提出を義務付け(H21.7~)**

8

その他留意
事項

- ・ 社内規定における懲戒規定等



3. こんなケースありませんか？ (情報提供依頼)

他の貨物とマークや重さが違う



貨物のマークが違う！

1

営業内容と違う貨物の輸入



3

不審な輸入者？！

配送先に違和感を感じた時



4

配送先が変!

- ・塗装、溶接など明らかな加工の
- ・内壁や床に空間のあるコンテナ



壁や床に不審な
溶接の後あり！



床下に空洞！
何かを隠せ
る！！

5

コンテナの改造！



6

通関を急がせる輸入者!

けん銃・麻薬の 密輸防止にご協力を!

不審な貨物を見つけたら税関にお知らせ下さい。

密輸ダイヤル



0120-461-961



税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

ありがとうございました。



水際で守る 日本の未来